令和７年度

氷見港北防波堤灯台改良改修工事

仕様書

第九管区海上保安本部

第一章　工事概要

1　工事名称	氷見港北防波堤灯台改良改修工事
2　工事場所	富山県氷見港（北防波堤外端）
3　工事期間	契約の翌日から令和８年３月３１日まで
4　工事概要	直接仮設工事　一式 防水改修工事　一式 外壁改修工事　一式 内壁改修工事　一式 その他工事　　一式 電気工事　　一式
5　管理事務所	伏木海上保安部　交通課 〒933-0105 富山県高岡市伏木錦町 11-15 TEL 0766-44-0196
6　発注元	第九管区海上保安本部　交通部　整備課 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 TEL 025-285-0118
7　注意事項	（１）　工事工程等から電源断等、標識の機能に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員・管理事務所と協議のうえ実施する。 （２）　工事の施行は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 （３）　工事の施行において仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。

第二章　一般共通事項

1　適用範囲	（1）本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 （2）特に指示していない一般事項については、法令・条例・関係電力会社の内外線工事規定・その他諸関係法規等による。 （3）本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
2　設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3　監督職員	監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4　疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。
5　現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6　諸届	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。
7　現場代理人及び主任技術者	（1）現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 （2）建設業法第 26 条に定める主任技術者（監理技術者）は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
8　工事現場の安全衛生管理	（1）工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 （2）工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。 （3）受注者は、作業船等がふくそうしている区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
9　災害及び公害の防止	工事の施行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 （1）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （2）公害の防止に努める。 （3）善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 （4）気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。 （5）機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。
10　臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11　養生	従来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は損傷のおそれのあるものは，適切な方法で養生及び保護を行う。 工事中は、施設及び機器の保全のため、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
12　工程表	契約後速やかに実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
13　施工計画書	契約後速やかに施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
14　施工図、原寸図	施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。

15	職方への指示	12、13 及び 14 により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
16	材料	（１）材料は、新品とし、18 により合格したもの又は承諾を受けたものとする。 （２）材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 （３）設計図書による「JIS （日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 （４）調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。
17	材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて監督職員に 27 の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
18	材料の検査	（１）材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 （２）合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
19	材料検査に伴う試験	（１）試験は、下記の場合に行う。 ア　設計図書に定められた場合 イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 （２）供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 （３）試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 （４）試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
20	施工	施工は、設計図書及び 12、13 及び 14 による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21	技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
22	施工の確認	監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 （１）設計図書に定められた場合 （２）監督職員の指定した工程に達した場合
23	施工の立会	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 （１）設計図書に定められた場合 （２）監督職員が特に指示する場合
24	施工検査に伴う試験	（１）試験は、下記の場合に行う。 ア　設計図書に定められた場合 イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 （２）供試体の作製及び試験所等は 19 による。
25	他工事との出合	他の受注者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
26	あと片付け	工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。
27	工事報告	工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。 ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。
28	工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施行順に撮影し、各１枚ずつアルバムに整理して監督職員に提出する。 特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することが出来ない部分の撮影のもれがないように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29　竣工検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。
30　官給品等	（１）本工事において、官給品がある場合、現場代理人は次の処置をとる。 ア　官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い「官給品受領書」を提出する。 イ　官給品の保管場所、保管方法、運搬方法及びに使用状況等について指示を受けたときは必要な処置をとる。 ウ　官給品の使用が終了した時は「官給品精算書」を提出して確認を受ける。 （２）本工事において撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。 撤去品の保管場所、保管方法、運搬方法及び使用状況について指示を受けたときは必要な処置をとる。 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。
31　完成図書	工事完成後、次の内容を A4 ファイルに整理して、2 部を監督職員に提出する。 提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 （１）工事概要 （２）工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル等含む） （３）その他参考資料
32　発生材の処理	（１） 原則として、すべて構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。 （２） 撤去くず処分に伴い、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。
33　非常の措置	本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工するものとする。
34　工事実績登録（コリンズ）	工事費（契約価格）が、500 万円以上の場合、受注者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。
35　事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
36　その他	（１）電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。 （２）第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。

第三章　特記仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記（以下、標準仕様書という）による
- ・「公共建築工事標準仕様書」　　：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「国土交通省土木工事共通仕様書」：国土交通省北陸地方整備局

1 一般事項

（1）材料等
材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。
ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

（2）発生材の処理
構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。産業廃棄物処理については、マニュフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。

2 直接仮設工事

（1）現場事務所は設けない。
（2）工事用道路（工事用地内外）は良好なる維持管理を行い、使用後は受注者において速やかに原形に復旧する。
（3）電力、用水等について、構内に既存施設は存在しない。
（4）仮設足場について、足場、桟橋、仮囲いなどは関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
（5）資機材の飛散防止のため、養生シート張りを行う。なお、灯火に影響を及ぼさないよう注意する。
（6）工事完了後、清掃および片付けを行う。

3 防水改修工事

3-1 塗膜防水

管制器室屋上及び踊場床
既存の塗膜防水は撤去する。
使用する材料については、仕様、性能が分かるカタログ等を監督職員に提出し、事前に承諾を受ける。
なお、トップコートのみタイル張回し部の 1 枚目まで塗布する。
規　格：ウレタン系塗膜防水 X-2（防滑仕上げ）
色　：灰色

3-2 シーリング

シーリング充填
既存のシーリング材は撤去する。
使用する材料については JIS A 5758（建築用シーリング材）による。また、仕様、性能が分かるカタログ等を監督職員に提出し、事前に承諾を受ける。
建　具　・　金　物　周　囲：変性シリコーン系
外壁タイル/幅木モルタル間：ポリサルファイド系

4 外壁改修工事

4-1 撤去

（1）既存外壁タイル撤去
外壁タイルは下地モルタルを含めすべてはつり取り、コンクリート躯体表面を 10㎜ 程度の粗面に荒し、よく洗浄する。

（2）幅木モルタル撤去
幅木モルタルはすべて撤去し、コンクリート躯体表面を 10 ㎜程度の粗面に荒し、よく洗浄する。

（3）採光窓撤去
撤去に際し、健全な躯体部分、内壁面等を必要以上に損傷させない。
管制器室内の機器類の養生を行う。
施工後は管制器室内の清掃を行う。

（4）コーナービード撤去
撤去部はモザイクタイル張り（4-3 タイル工事による）とする。

4-2 左官工事

（1）ポリマーセメントモルタル塗り
使用材料等は仕様・性能が分かるカタログ等を監督職員に提出し事前に承諾を得る。
参　考：エレホンフィックス LS（エレホン・化成工業株式会社）
なお、塗り厚は以下を参考とする。

施工箇所	各塗り層の塗り厚（塗り回数）				仕上げ厚（総塗り回数）
	下塗り	むら直し	中塗り	上塗り	
タイル下地	6㎜（1 回）	0～7㎜（1 回）	6㎜（1 回）	－	19㎜（3～4 回）
防水下地	－	－	－	30～50 ㎜（1 回）	30～50 ㎜（1 回）
天井	4 ㎜（1 回）	－	4 ㎜（1 回）	4 ㎜（1～2 回）	12 ㎜（3～4 回）
幅木	10㎜（1 回）	－	10㎜（1 回）	5（1～2 回）	25㎜（3～4 回）

（2）採光窓撤去部無収縮モルタル補修
図示に従い既存の SUS 製採光窓を撤去する。
撤去後、撤去孔は無収縮モルタルで閉塞し、外壁側についてはモザイクタイル張り（4-3 タイル工事による）とする。
無収縮モルタルの材料および配合は、製造メーカーの仕様により、使用材料等は仕様・性能が分かるカタログ等を監督職員に提出し事前に承諾を得る。
モルタルの種類：セメント系無収縮材　プレミックスタイプ
参　　考：太平洋プレユーロックス（太平洋マテリアル株式会社）
撤去物については関係法令に従い適切に処分する。

4-3 タイル工事

外壁モザイクタイル
図示に従い既存の外壁モザイクタイルを撤去し、張り替える。
工　　法：改良圧着張り
タイル下地：セメントモルタル塗り（塗り厚は 4-2 左官工事による）
タ　イ　ル：磁器質タイル（25㎜角）
　　色　　：赤色（マンセル値 / 7.5R4/14）
張付け用材料：白セメント ＋ 顔料
※マイン赤（バイエル）（ヤブ原）同等以上とする。

5 内壁改修工事

5-1 撤去

内壁・天井・床モルタル撤去
既存モルタルはすべて撤去し、コンクリート躯体表面を 10 ㎜程度の粗面に荒し、よく洗浄する。

5-2 左官工事

ポリマーセメントモルタル塗り
使用材料等は仕様・性能が分かるカタログ等を監督職員に提出し事前に承諾を得る。
参　考：エレホンフィックス LS（エレホン・化成工業株式会社）
なお、塗り厚は以下を参考とする。

施工箇所	各塗り層の塗り厚（塗り回数）				仕上げ厚（総塗り回数）
	下塗り	むら直し	中塗り	上塗り	
内壁	7㎜（1 回）	－	7㎜（1 回）	6㎜（1～2 回）	20㎜（3～4 回）
天井	4㎜（1 回）	－	4㎜（1 回）	4㎜（1～2 回）	12㎜（3～4 回）
床	－	－	－	30㎜（1 回）	30㎜（1 回）

6 その他工事	
6-1 扉パッキン交換	アルミ防水扉パッキン交換 既設アルミ防水扉のパッキンを交換する。 参　考：セナーアンドバーンズ株式会社（東京都大田区羽田空港 1-6-6）
6-2 防虫網交換	排水孔防虫網交換 既設排水孔の防虫網を製作し、交換する。 製作あっては、事前に既設排水孔を採寸のうえ行う。 メッシュ規格：＃23　程度
6-3 スパナ製作	防水扉付属スパナ製作 図示のアルミ防水扉付属スパナを製作し、交換する。 製作にあっては、事前に既設アルミ防水扉のナットの径を採寸のうえ行う。
6-4 梯子交換	アルミ掛け梯子交換 図示のアルミ掛け梯子（二つ折り）を交換する。 規　格：L=3,060㎜ 参　考：セナーアンドバーンズ株式会社（東京都大田区羽田空港 1-6-6）
6-5 手摺撤去	階段手摺撤去 手摺のコンクリート埋設部および固定ボルトについては、防波堤および階段を 50㎜はつり込み切断する。 撤去完了後、撤去箇所はモルタルにて補修する。 撤去物は廃棄処分とし、関係法令に従い適切に処分する。
7 電気工事	
7-1 蓄電池移設	蓄電池および蓄電池架台移設 図示に従い蓄電池および蓄電池架台の移設を行う。 既設位置のコンクリートアンカー（4 個所）を切断し、移設位置にあと施工アンカーを用いて固定する。
7-2 配管工事	電線管新替・撤去 図示に従い電線管の新替および撤去を行う。 電線管の端口及び内面は、電線被覆を傷つけないよう面取り等を行い、滑らかなものとする。 ケーブル配線は、極性を間違えることなく、次の手順で行う。 取外順序：太陽電池モジュール → 蓄電池 接続順序：蓄電池 → 太陽電池モジュール 撤去物は関係法令に従い適切に処分する。

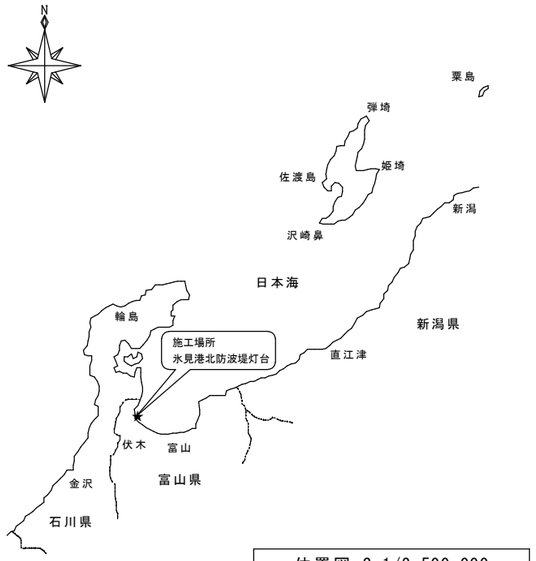

位置図 S=1/2,500,000

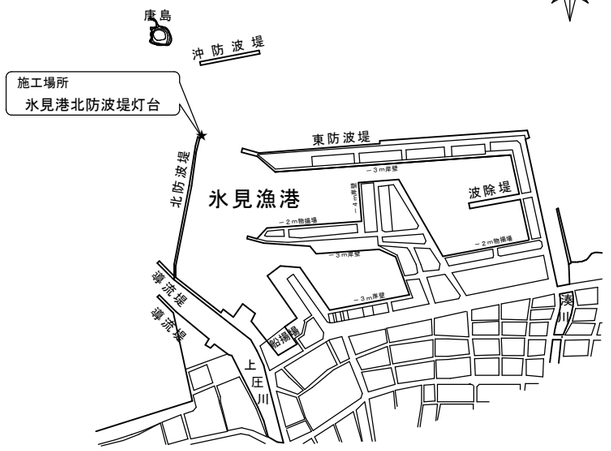

港湾平面図 S=1/10,000

※ 防波堤入りロゲートあり
堤上段差あり
防波堤全長450m

＜立面図 S=1/100＞

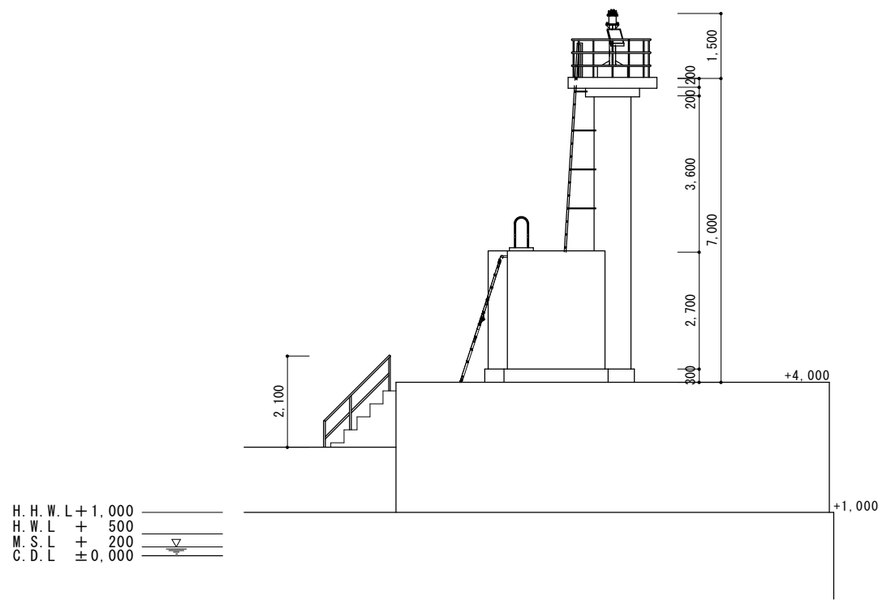

＜立面図 S=1/100＞

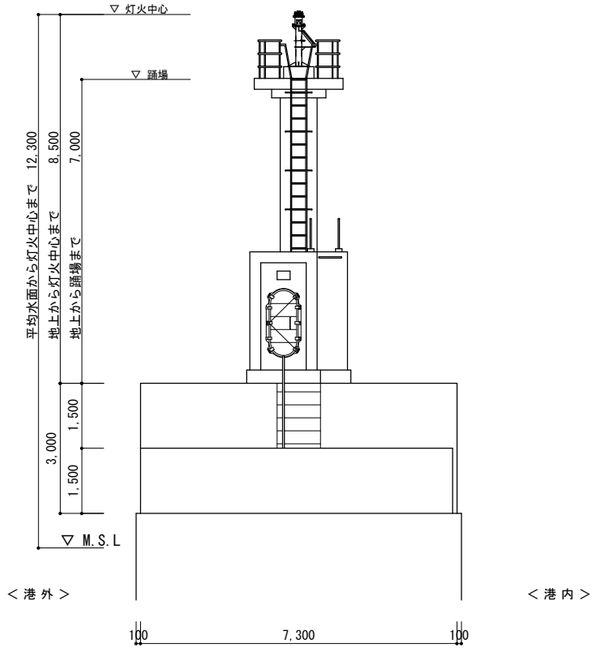

工事概要
（灯塔種別：RC造 / A-7型 赤色）

直接仮設工事		養生・仮設足場
防水改修工事	撤去工事	既存シーリング・塗膜防水撤去
	防水工事	シーリング・塗膜防水
外壁改修工事	撤去工事	外壁タイル撤去(下地モルタル共) 防水下地モルタル撤去 幅木モルタル撤去 採光窓撤去 コーナービード撤去
	左官工事	タイル下地ポリマーセメントモルタル塗り 防水下地ポリマーセメントモルタル塗り 天井ポリマーセメントモルタル塗り 幅木ポリマーセメントモルタル塗り 採光窓撤去部無収縮モルタル補修
	タイル工事	外壁モザイクタイル張り
内壁改修工事	撤去工事	内壁・天井・床モルタル撤去
	左官工事	内壁・天井・床ポリマーセメントモルタル塗り
その他工事		防水扉パッキン交換 排水孔防虫網交換 防水扉付属スパナ製作 アルミ掛け梯子（二つ折り）交換 階段手摺撤去
電気工事		蓄電池移設 電線管新替・撤去

＜平面図 S=1/100＞

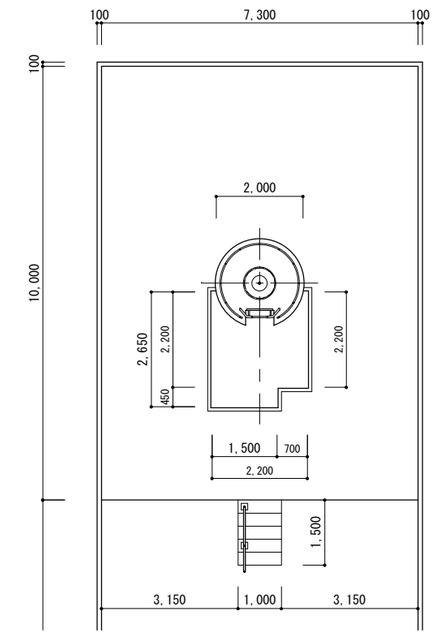

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 位置図・港湾平面図・工事概要 立面図・平面図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部	設計	図面番号 1 / 6

＜既設踊場詳細図 S=1/10＞

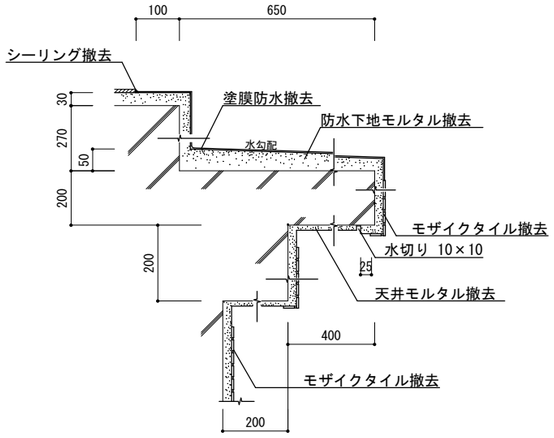

＜改修踊場詳細図 S=1/10＞

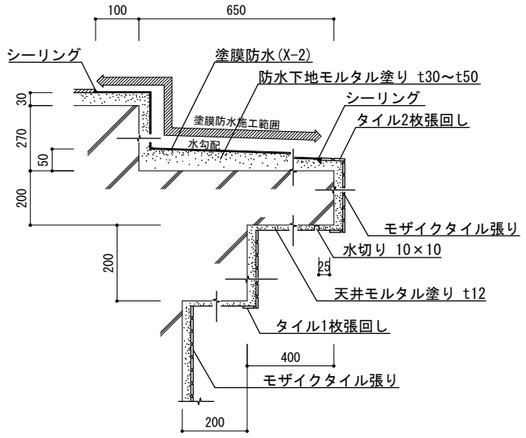

※ 塗膜防水は、トップコートのみタイル張回し部の１枚目まで塗布する。
また、手摺支柱に30㎜塗り上げる。

＜既設踊場平面図 S=1/50＞

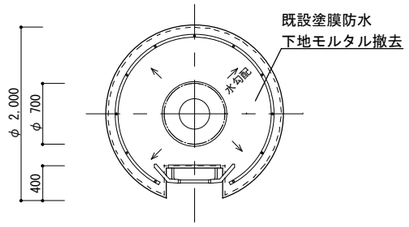

＜改修踊場平面図 S=1/50＞

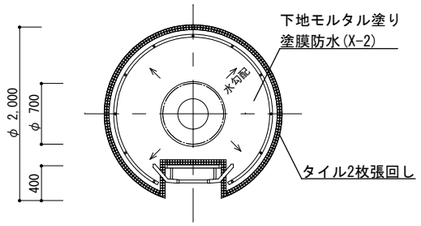

＜既設立面図 S=1/50＞

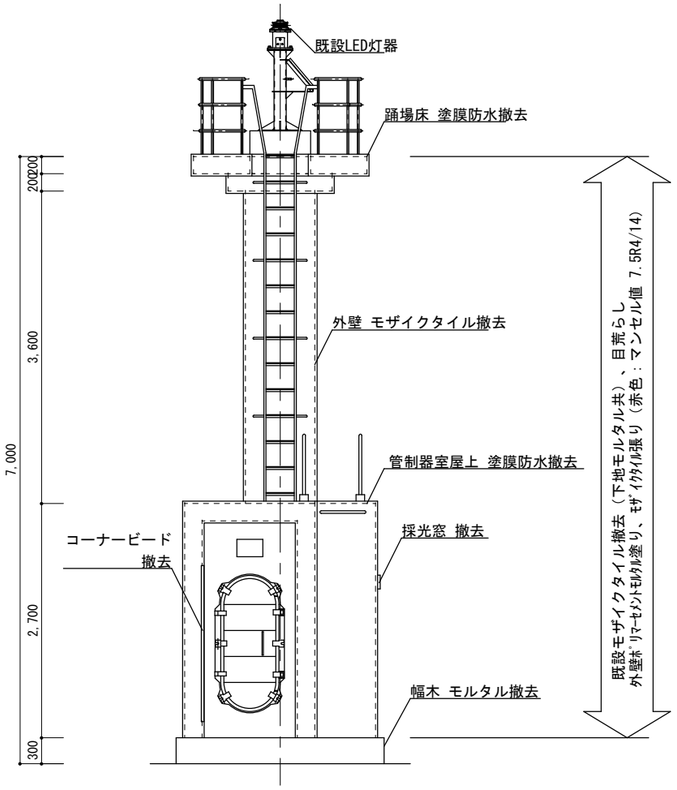

＜改修立面図 S=1/50＞

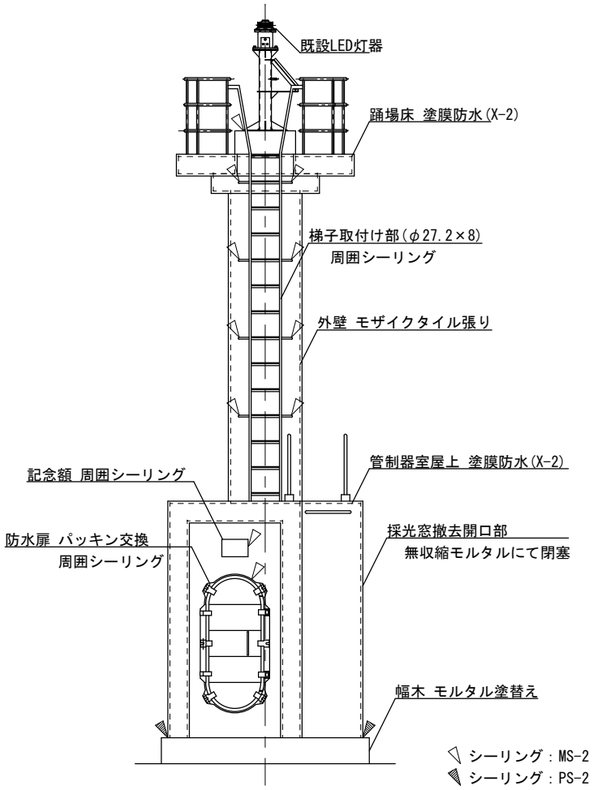

＜既設屋上平面図 S=1/50＞

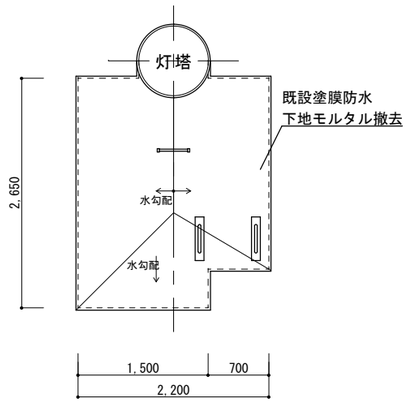

＜改修屋上平面図 S=1/50＞

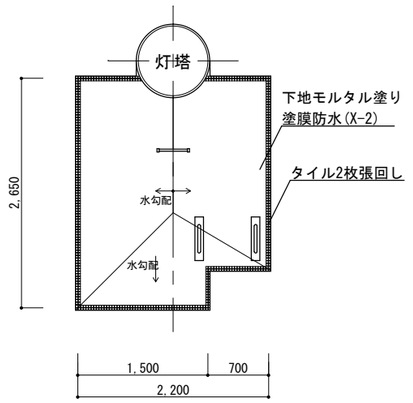

＜既設管制器室断面図 S=1/50＞

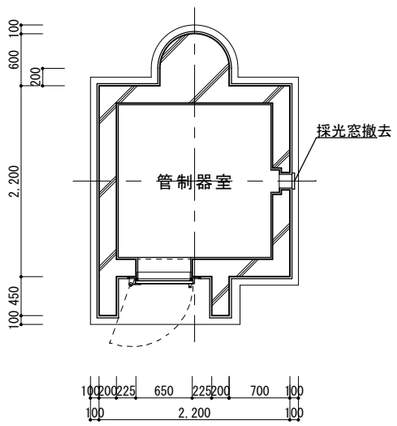

＜改修管制器室断面図 S=1/50＞

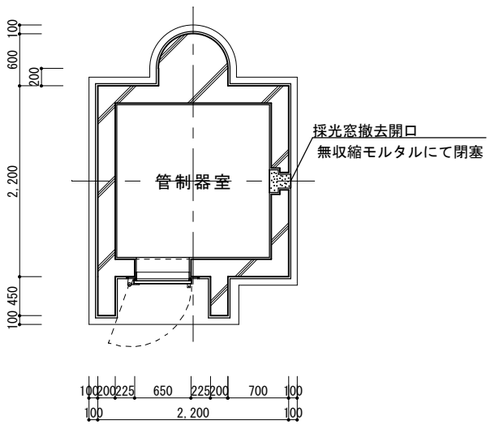

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 立面図・平面図・断面図・詳細図	縮　尺 図　示	第九管区海上保安本部	設計	図面番号 2 / 6

＜既存採光窓詳細図 S=1/5＞

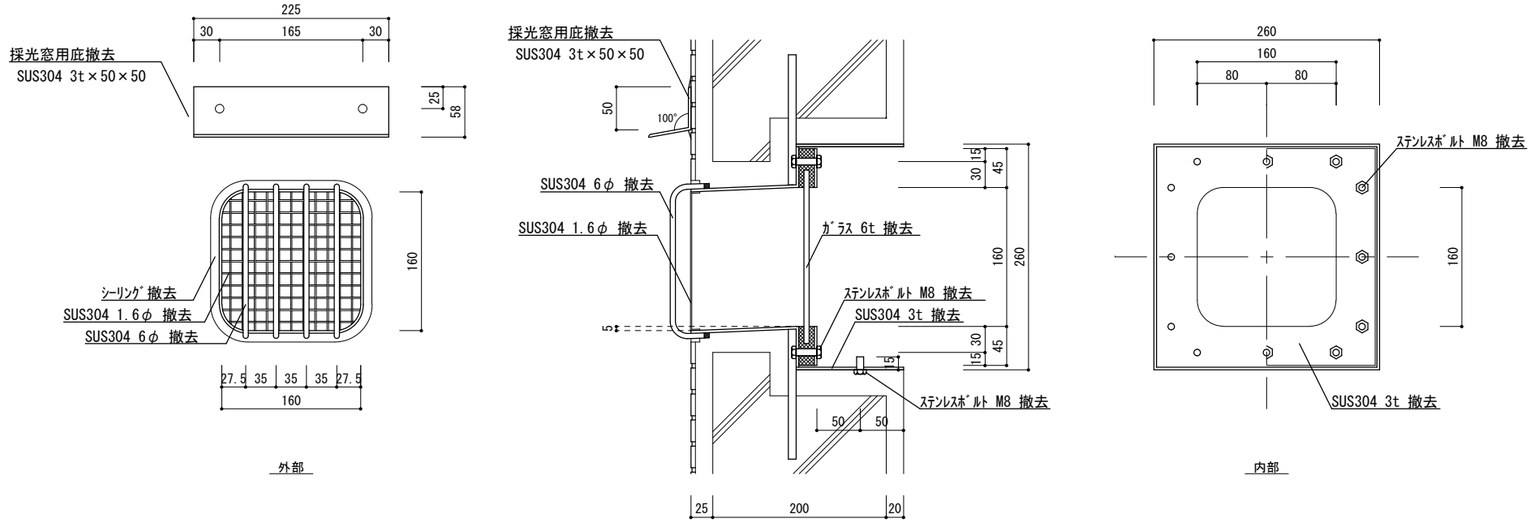

＜改修採光窓詳細図 S=1/5＞

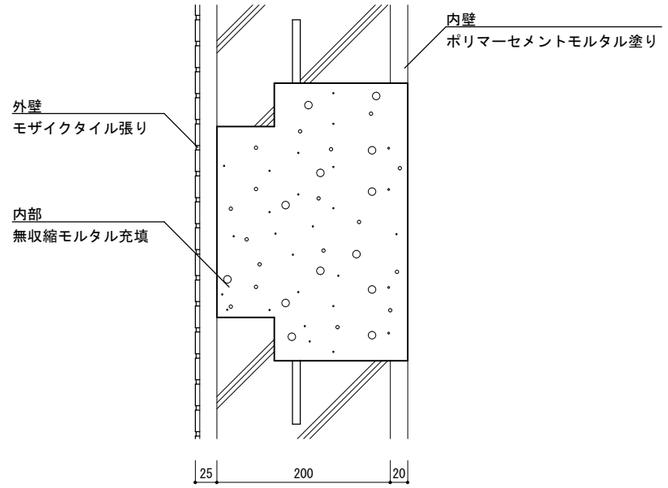

＜断面図 S=1/50＞

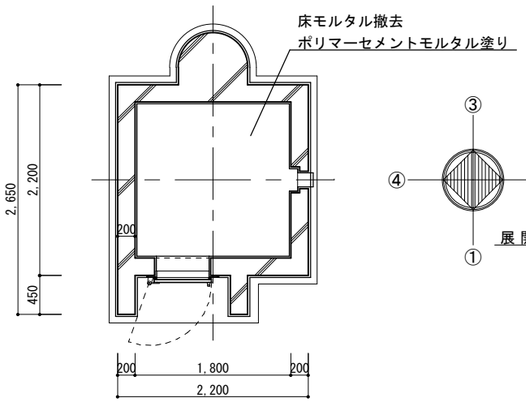

＜灯塔立断面図 S=1/50＞

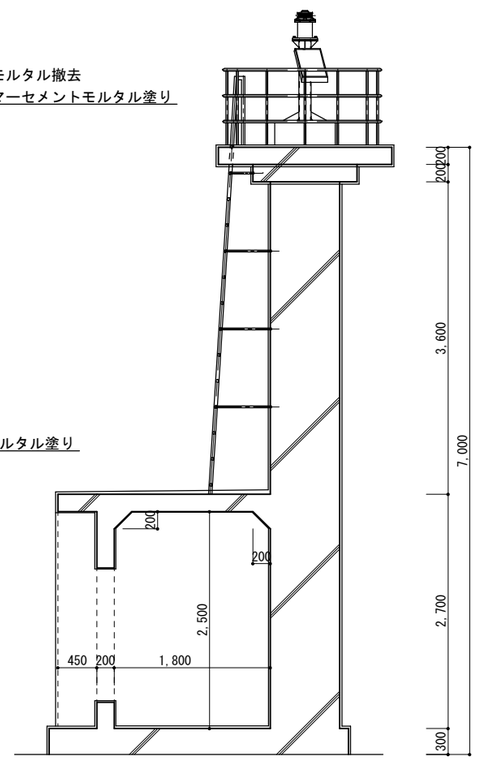

＜手摺詳細図 S=1/30＞

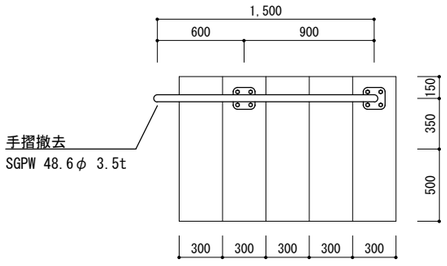

＜手摺脚部詳細図 S=1/5＞

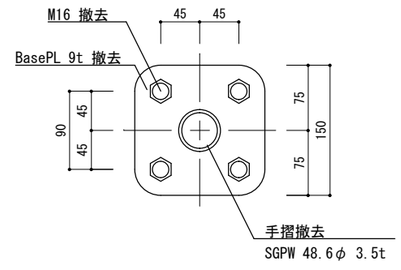

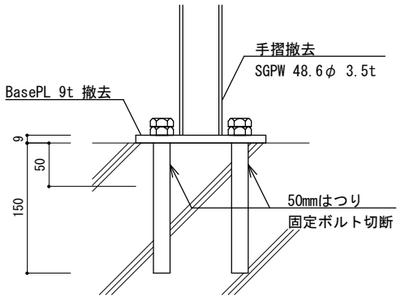

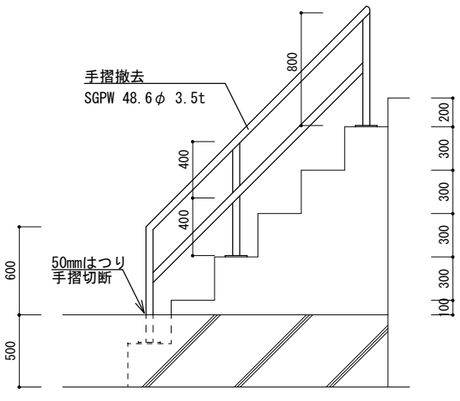

＜天井伏図 S=1/40＞

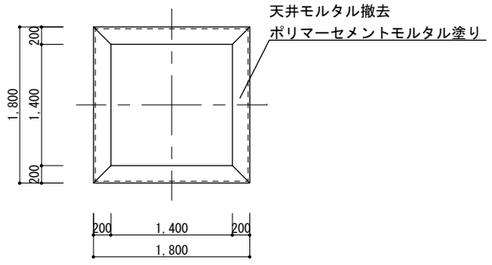

＜展開図 S=1/50＞

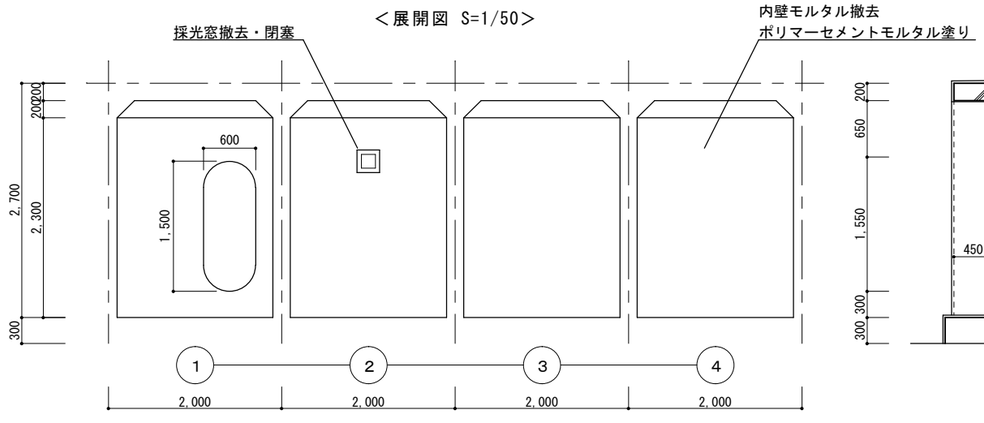

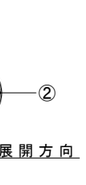

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 断面図・伏図・展開図・立断面図・詳細図	縮　尺 図　示	第九管区海上保安本部	設計 / 図面番号 3 / 6

＜防水扉詳細図 S=1/10＞

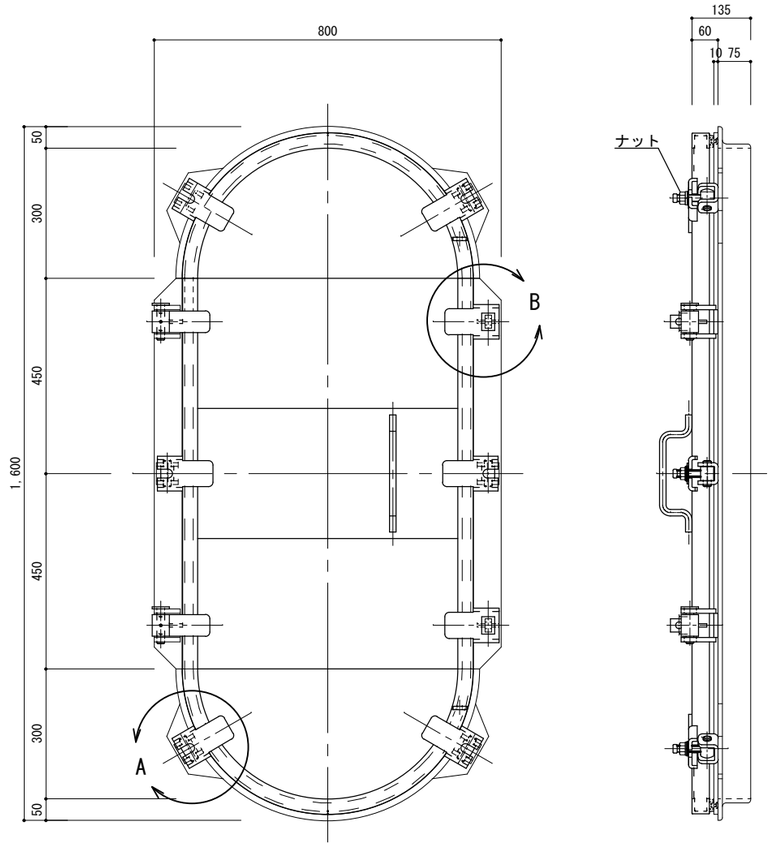

＜スパナ詳細図 S=1/2＞

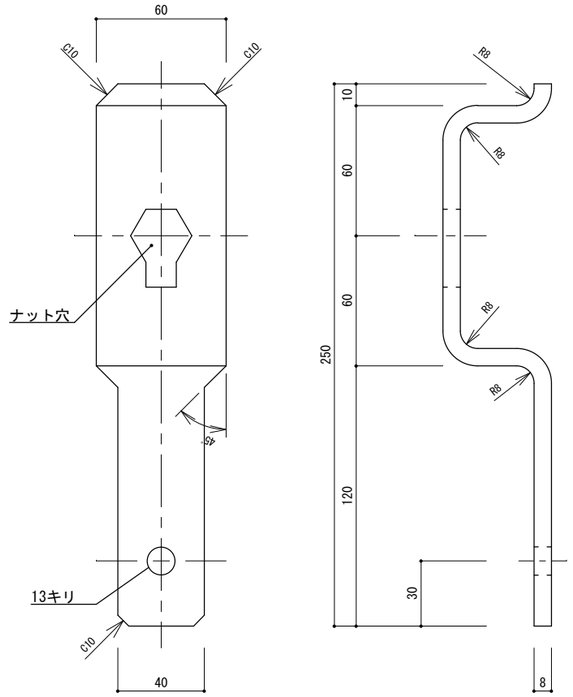

※　事前に既設防水扉のナットの径を採寸のうえ製作・交換する。

＜排水孔詳細図 S=1/5＞

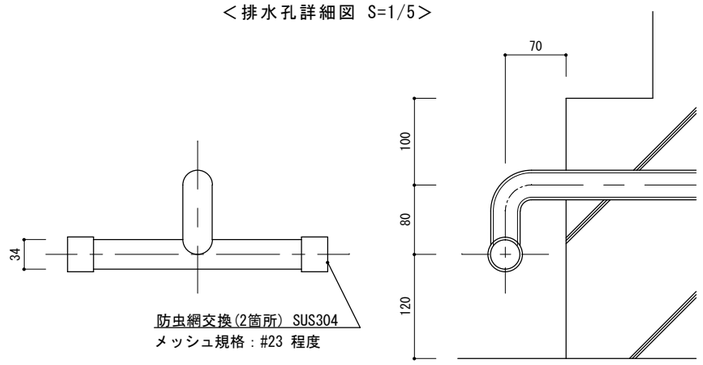

※　事前に既設排水孔を採寸のうえ製作・交換する。

＜灯塔立面図 S=1/40＞

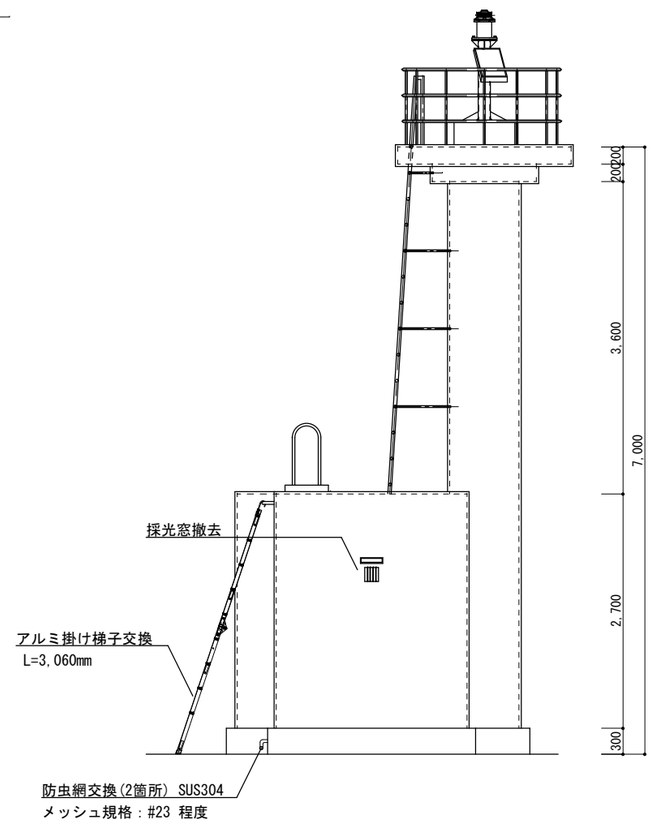

＜B部詳細図 S=1/5＞

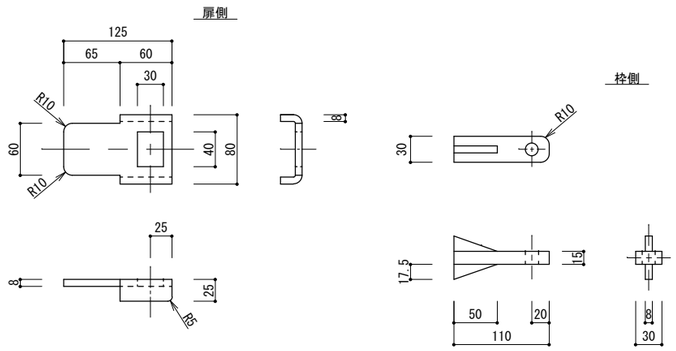

＜A部詳細図 S=1/5＞

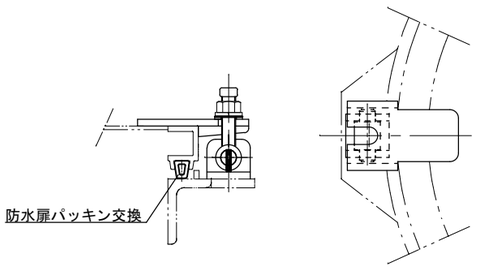

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 立面図・各詳細図	縮　尺 図　示	第九管区海上保安本部	設計	図面番号 4 / 6

＜既設断面図 S=1/30＞

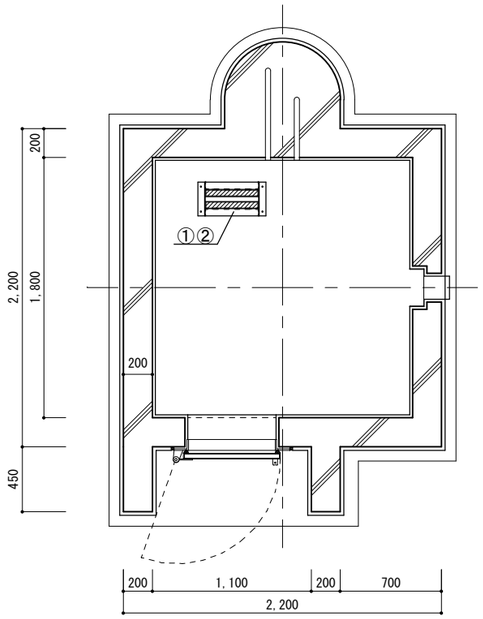

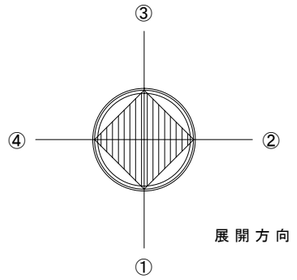

＜既設展開図 S=1/30＞

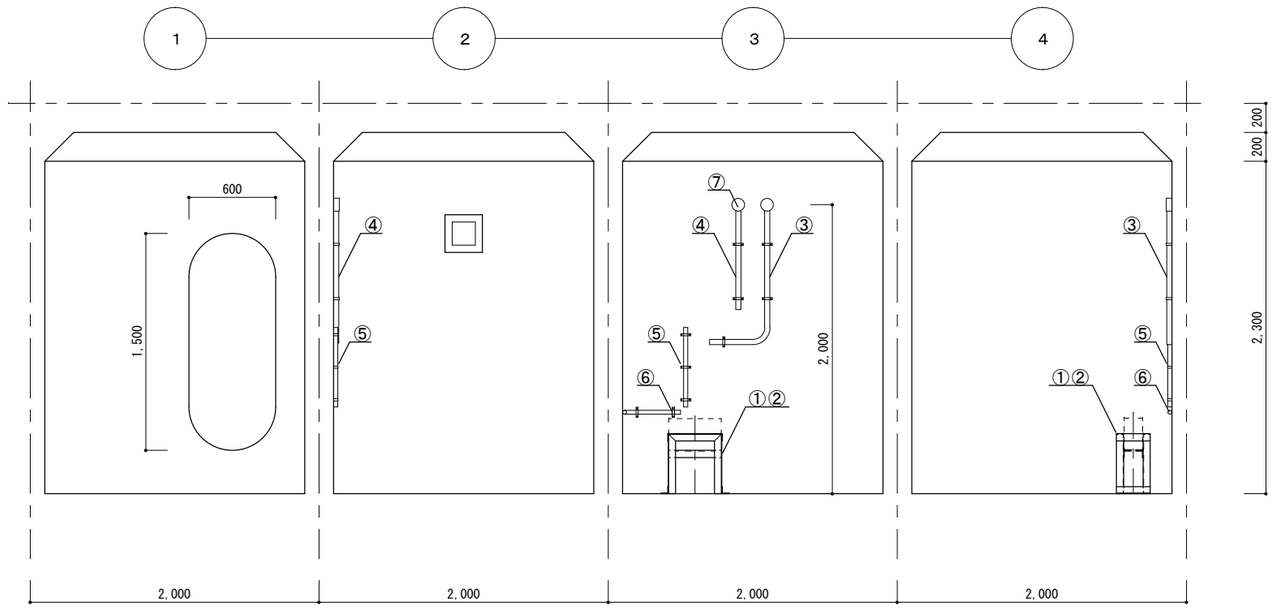

＜改修展開図 S=1/30＞

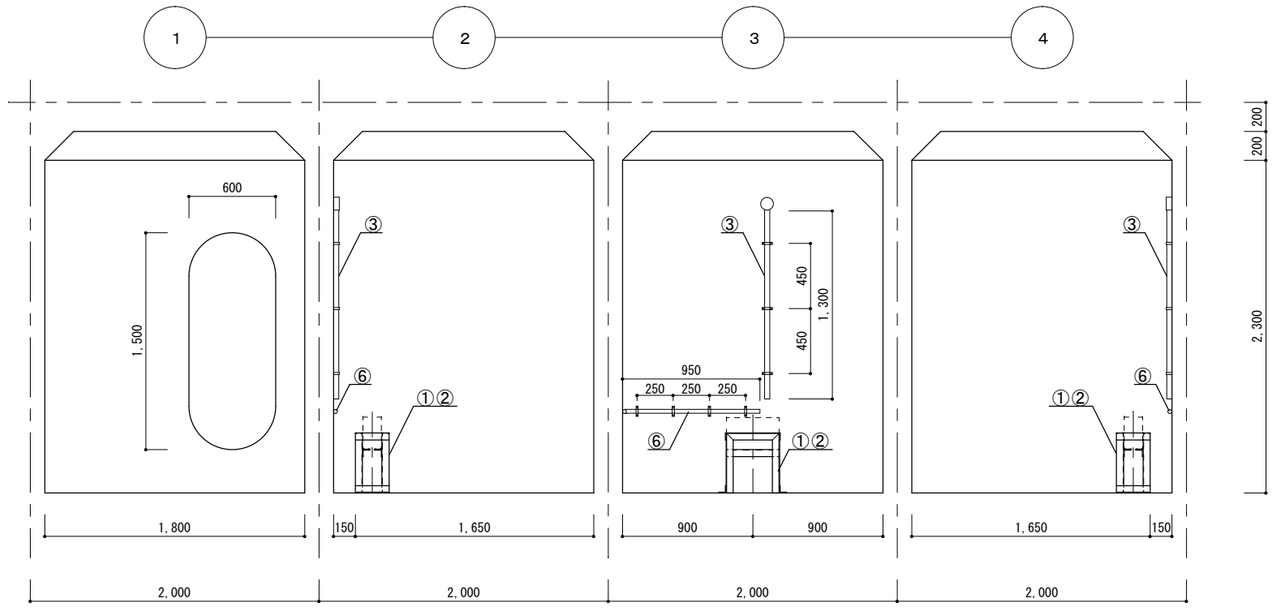

番号	名　　称	規　　格	数量	新替	撤去	移設
①	蓄電池	MSE-50S	1			○
②	蓄電池架台	SUS304	1			○
③	電線管	VE28	1	○		
④	電線管	VE28	1		○	
⑤	電線管	VE22	1		○	
⑥	電線管	VE22	1	○		
⑦	プルボックス		1		○	

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 断面図・展開図	縮　尺 図　示	第九管区海上保安本部	設計

図面番号
5 / 6

＜既設配線系統図＞

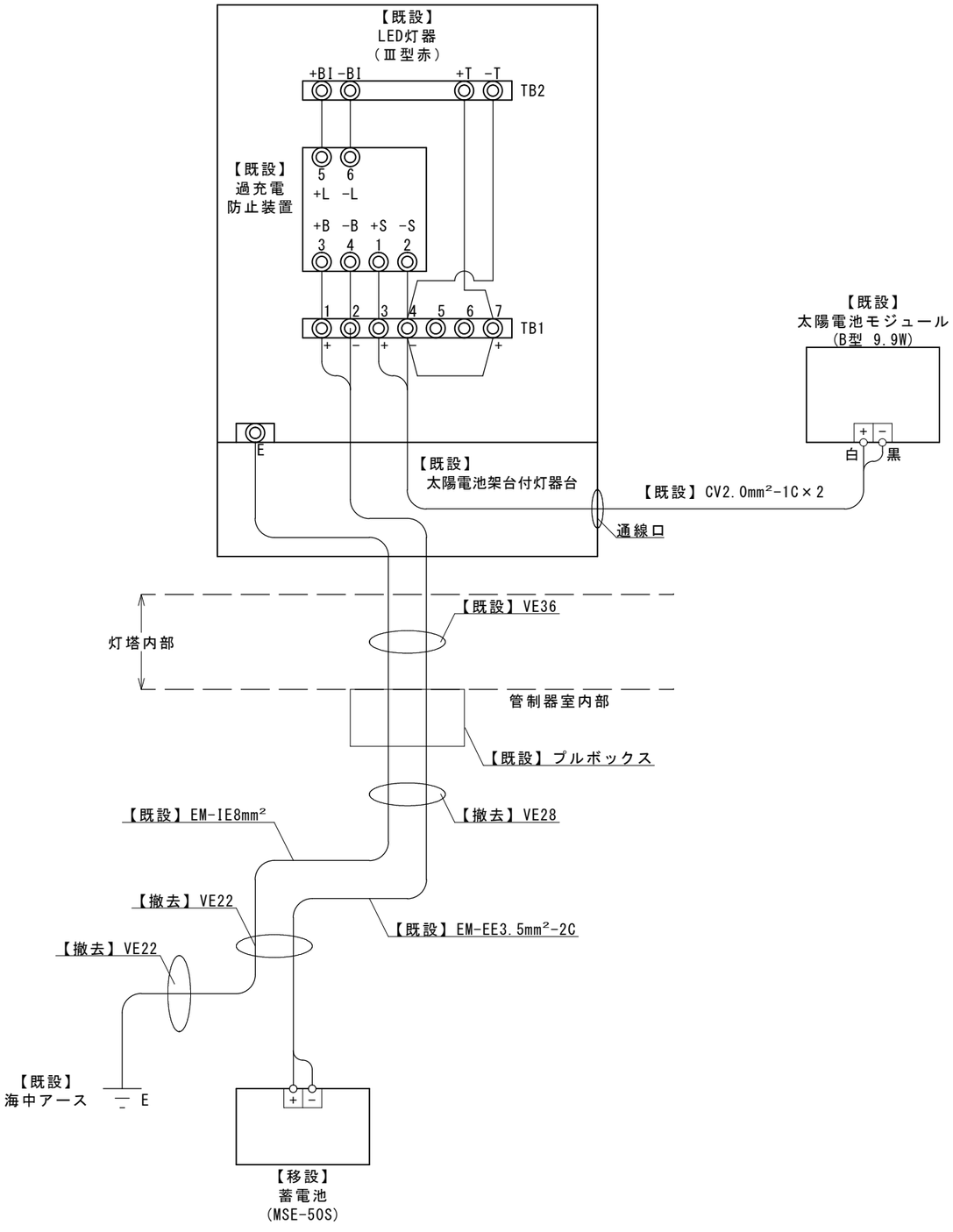

注意事項

監督職員の立会いまたは指示があるまで行わないこと。
ケーブル配線は、極性を間違えることなく、次の手順で行うこと。
※　取外順序：太陽電池モジュール → 蓄電池
※　接続順序：蓄電池 → 太陽電池モジュール

＜改修配線系統図＞

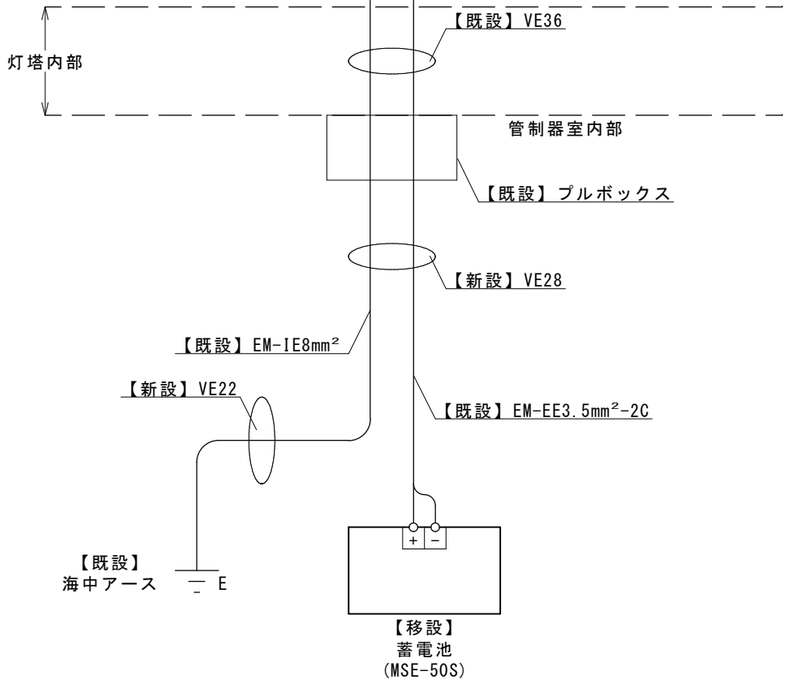

令和７年度	工事件名 氷見港北防波堤灯台改良改修工事	図面名称 配線系統図	縮　尺 図　示	第九管区海上保安本部	設計	図面番号 6 / 6